

○交換分合実施要領（平成10年5月20日10構改B第167号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行（最終改正：平成28年4月1日付け27農振第2205号農林水産省農村振興局長通知）
<p style="text-align: center;">交換分合実施要領</p> <p>附 則（平成19年8月1日付け19農振第821号） 1・2 （略） 附 則（平成26年4月1日付け25農振第2114号） 1～3 （略） 附 則（平成28年4月1日付け27農振第2205号） 1・2 （略） <u>附 則（平成29年9月25日付け29農振第1301号）</u> <u>この要領は、平成29年9月25日から施行する。</u></p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">交換分合作業要領</p> <p>第1 調査地区内農用地等状況調査 2 権利関係等の調査 (1) （略） (2) 使用収益権を把握するため、(1)の③に掲げる事項のほか、農業委員会の<u>農地台帳</u>、市町村の農用地利用集積計画等の簿書を調査し、(1)の③及び④に準じて各筆調書及び共有者名簿に記入するものとする。 (3) 農地売買等事業関連業務を実施しようとする地区にあつては、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の所有及び貸付農用地の状況を農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の関係簿書及び農業委員会の<u>農地台帳</u>により調査し、(1)の③及び④に準じて各筆調書に記入するものとする。</p> <p>第7 農業委員会の発意による交換分合の実施 2 交換分合を行うべき農用地及び交換分合計画の概要の公告に係る同意徴集</p>	<p style="text-align: center;">交換分合実施要領</p> <p>附 則（平成19年8月1日付け19農振第821号） 1・2 （略） 附 則（平成26年4月1日付け25農振第2114号） 1～3 （略） 附 則（平成28年4月1日付け27農振第2205号） 1・2 （略） （新設）</p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">交換分合作業要領</p> <p>第1 調査地区内農用地等状況調査 2 権利関係等の調査 (1) （略） (2) 使用収益権を把握するため、(1)の③に掲げる事項のほか、農業委員会の<u>農地基本台帳</u>、市町村の農用地利用集積計画等の簿書を調査し、(1)の③及び④に準じて各筆調書及び共有者名簿に記入するものとする。 (3) 農地売買等事業関連業務を実施しようとする地区にあつては、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の所有及び貸付農用地の状況を農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の関係簿書及び農業委員会の<u>農地基本台帳</u>により調査し、(1)の③及び④に準じて各筆調書に記入するものとする。</p> <p>第7 農業委員会の発意による交換分合の実施 2 交換分合を行うべき農用地及び交換分合計画の概要の公告に係る同意徴集</p>

(1) 1の公告に係る同意については、法第97条第2項の規定に基づき、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の2分の1以上の同意を必要とし、その同意には、署名（記名を含む。）及び押印を得ることが必要であるが、同意署名簿の様式は別紙様式第8号によるものとする。

なお、以後の事業の円滑な実施を図るために、同意徴集はできる限りの多くの同意を得るように努めるものとする。

(2) 農業委員会は、同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が2人以上の者の共有に属する場合は、各種説明会等の機会を通じて、法第113条の2第4項の規定による通知を提出するよう促すものとする。

第8 関係農家の請求による交換分合の実施

法第97条第1項の規定に基づき、権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者2人以上（以下「請求人」という。）が、農業委員会に交換分合を行うべきことを請求する場合における請求書及び土地改良法施行規則（昭和24年省令第75号）第77条第1項に規定する同意署名簿の様式は別紙様式第9号及び第8号によるものとする。

なお、請求人は、同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が2人以上の者の共有に属する場合は、各種説明会等の機会を通じて、法第113条の2第4項の規定による通知を提出するよう促すものとする。

第18 交換分合計面の決定に係る関係権利者の同意徴集等

1 農業委員会が事業実施主体の場合

(1) 関係権利者の同意

ア 法第97条第3項の規定に基づき、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の3分の2以上の同意を得るこ

1の公告に係る同意については、法第97条第2項の規定に基づき、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の2分の1以上の同意を必要とし、その同意には、署名（記名を含む。）及び押印を得ることが必要であるが、同意署名簿の様式は別紙様式第8号によるものとする。

なお、以後の事業の円滑な実施を図るために、同意徴集はできる限りの多くの同意を得るように努めるものとする。

第8 関係農家の請求による交換分合の実施

法第97条第1項の規定に基づき、権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者2人以上が、農業委員会に交換分合を行うべきことを請求する場合における請求書及び土地改良法施行規則（昭和24年省令第75号）第77条第1項に規定する同意署名簿の様式は別紙様式第9号及び第8号によるものとする。

第18 交換分合計面の決定に係る関係権利者の同意徴集等

1 農業委員会が事業実施主体の場合

(1) 関係権利者の同意

法第97条第3項の規定に基づき、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の3分の2以上の同意を得るこ

得ることが必要であるが、以後の事業の円滑な実施を図るため、できる限りの多くの同意を得るように努めるものとする。

イ 農業委員会は、同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が2人以上の者の共有に属する場合は、各種説明会等の機会を通じて、法第113条の2第4項の規定による通知を提出するよう促すものとする。

ウ 法第102条第2項ただし書又は第3項ただし書の規定に該当する場合には、常に当該所有者の同意を得ることが必要であるので、留意すること。

エ これらの同意関係書類については、別紙様式第26号及び別紙様式第27号によるものとする。

2 土地改良区が事業実施主体の場合

(1) 権利者会議の開催

ア 権利者会議の開催通知については、議決権者（出席資格者）に漏れなく通知する必要がある。土地改良区は、同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が2人以上の者の共有に属する場合は、権利者会議の開催前に、各種説明会等の機会を通じて、法第113条の2第4項の規定による通知を提出するよう促すものとする。

イ 権利者会議は、法第99条第2項において準用する法第52条第5項前段及び第6項の規定に基づき、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての者で組織する会議であり、その会議において、3分の2以上出席し、その議決権の3分の2以上で決することとなる。

ウ 以後の事業の円滑な実施を図るため、できる限りの多くの同意を得るように努めること。また、法第102条第2項ただし書又は第3項ただし書の規定に該当する場合には、常に当該所有者の同意を得ることが必要であることは農業委員会が事業実施主体の場合と同様であるので、留意すること。

とが必要であるが、以後の事業の円滑な実施を図るため、できる限りの多くの同意を得るように努めるものとする。

また、法第102条第2項ただし書又は第3項ただし書の規定に該当する場合には、常に当該所有者の同意を得ることが必要であるので、留意すること。

なお、これらの同意関係書類については、別紙様式第26号及び別紙様式第27号によるものとする。

2 土地改良区が事業実施主体の場合

(1) 権利者会議の開催

（新設）

法第99条第2項において準用する法第52条第5項前段及び第6項の規定に基づき、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての者で組織する会議において、3分の2以上出席し、その議決権の3分の2以上で決することとなる。

なお、以後の事業の円滑な実施を図るため、できる限りの多くの同意を得るように努めること。また、法第102条第2項ただし書又は第3項ただし書の規定に該当する場合には、常に当該所有者の同意を得ることが必要であることは農業委員会が事業実施主体の場合と同様であるので、留意すること。

